

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

4 平成15年度第1回定期監査結果報告（平成16年2月27日監査報告第4号）に基づく市長の措置について

(1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 公害健康被害被認定者の障害補償費等の支給事務について改善を求めるもの（環境保全局）</p> <p>「公害健康被害の補償等に関する法律」により被認定者とされた者に対し、同法に基づき障害補償費及び療養手当を支給しており、支出に当たっては「公害健康被害補償等処理システム」等を使用して、支給対象者からの依頼に基づき口座振込により行っている。</p> <p>そこで、支給事務についてみたところ、口座振込依頼書が一部保管されていなかったため、支出に必要な事項等を再度確認の上、整理されたい。</p> <p>また、振込先変更の申出があった際に、決裁を行うことなく、振込先の変更や同システムのデータ変更を行っていたため、正確な支給事務を行うために適正な事務処理に改められたい。</p> <p>なお、局が作成した口座振替払通知書には、口座番号などが記入されていなかったため、口座名義人が振込を確認できるよう、必要事項の記入を検討されたい。</p>	<p>口座振込依頼書が一部保管されていなかった点については、平成15年11月に該当の被認定者に再提出の依頼文を送付し、平成16年3月末までに全員から依頼書の提出を受けました。</p> <p>また、振込先の変更やシステムのデータ変更の際に決裁を行わなかった点については、指摘を受けて直ちに事務処理を見直し、決裁を行うよう改めました。</p> <p>なお、口座振替払通知書に口座番号などが記入されていなかった点についても、システムの内容変更をして記入することに決定しました。</p>
<p>(2) 事業内容を明示した上で決裁を行い、事業を執行することを求めるもの（環境保全局）</p> <p>「契約事務に関する決裁事項及び専決事項」によると、環境科学研究所に属する事務で1件60万円未満の委託契約の締結等は、環境科学研究所長の専決とされている。</p> <p>そこで、環境科学研究所における中央監視装置総合点検などの委託についてみたところ、所長の専決となっている委託14件のうち7件について、発注側に件名等は記載されているものの具体的な事業内容が明示されておらず、また、仕様書に委託業務の具体的な内容が明示されないまま、決裁が行われ、契約を締結していた。</p> <p>については、発注側に事業内容を明示し、仕様書等に具体的な内容を明示した上で適正な決裁を行い、事業を執行するよう改められたい。</p>	<p>委託契約の締結の際には、発注側に事業内容を明示し、仕様書には業務の具体的な内容を明示するなど、適正な事務処理を行うよう平成16年6月に総務課長名で通知し、部課長会及び係長会において周知徹底を図るとともに、総務課においてチェックすることとしました。</p> <p>また、環境科学研究所に対しては、適正な契約事務を行うよう徹底しました。</p>

<p>(3) 分割発注によらず、適正な調達手続を行うことを求めるもの （環境保全局）</p> <p>「横浜市契約事務委任規則」によると、1件10万円以上の物品の調達等については、財政局長に契約の締結を依頼し、競争入札等により契約することとされている。</p> <p>そこで、大気騒音課のパソコンソフトの調達についてみたところ、局内で契約締結できるよう、10万円未満の3件に分割し、単独随意契約を締結していた。</p> <p>今後、物品調達に当たっては、発注を分割することなく、必要な調達量の合計金額に基づき、適正な調達手続を行うよう改められたい。</p>	<p>物品購入の発注に当たっては「横浜市契約事務委任規則」に基づき、適正な事務処理を行うよう平成16年6月に総務課長名で通知し、部課長会及び係長会において周知徹底を図りました。</p> <p>また、大気騒音課に対しては、物品購入に当たり契約事務を適正に行うよう、徹底しました。</p>
<p>(4) 負担金の支出について改善を求めるもの （環境保全局）</p> <p>環境政策課、産業廃棄物対策課、環境管理課、大気騒音課及び環境科学研究所の負担金の執行状況についてみたところ、他都市等が主催する会議終了後に行われる意見交換会等の参加経費を負担金として支出しているものが見受けられた。これら意見交換会等の内容をみると、懇親会の性格を有するものが大半を占めていると思われる。</p> <p>ついては、これらの経費を負担金として公費で支出することは、好ましくないと考えられるので、必要最小限度とするよう改善を図られたい。</p>	<p>平成16年6月に総務課長名で、今後、懇親会の性格を有する意見交換会への参加経費は、公費で支出しないことを通知し、部課長会及び係長会において周知徹底を図りました。</p>
<p>(6) 適切な契約手続となるよう改善を求めるもの （都市計画局）</p> <p>都市計画局では、市街地再開発事業において、権利者の個別相談・調整等に応じるため、「税務相談業務」、「営業権利者個別対応業務」、「コンサルタント派遣業務」等を委託により実施している。</p> <p>そこで、これらの委託契約をみたところ、権利者からの相談件数など1年間の業務実施数量を見込み、これを基礎に委託の設計積算を行った金額で、確定契約を締結し、委託料を支払うこととしていた。</p> <p>しかし、業務の性格上、これらの相談件数などは、当初見込と実績とに差異が生じるものであるため、今後、業務委託を行うに際しては、実績に応じた支払となるよう契約手続を改められたい。</p>	<p>「税務相談業務」については、各相談業務の1件当たりの金額を固定し、出来高で精算するように契約内容を改めました。</p> <p>また、「営業権利者個別対応業務」と「コンサルタント派遣業務」等については、年間を通じた確定契約としてコンサルタント契約し、契約内容の執行状況を常に把握し、その内容に差異が認められるものがあつた場合には、契約変更を行うことにより実績に応じた支払とする取扱いとしました。</p>

<p>(7) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収事務について改善を求めるもの (都市計画局)</p> <p>瀬谷駅北地区土地区画整理事業については、本市が事業を施行し、平成12年3月に換地処分を行ったが、清算金を徴収する者のうち、納期限を3年以上経過し、滞納している者が1人見受けられた。</p> <p>当該滞納者に対しては、換地処分の通知書、清算金徴収通知書及び納入通知書を送付し、これまで電話による催告等は行われていたが、その納付を拒否されている状況にある。</p> <p>しかし、施行者である市は、「土地区画整理法」に基づき、換地処分の公告があった場合に、清算金を徴収し、納期限までに納付しない滞納者に対しては督促をしなければならないこと、また、清算金等を徴収する権利は5年で時効により消滅することから、早期に督促を行い、引き続き清算金徴収に向けて事務処理を進められたい。</p>	<p>平成16年1月29日に督促状を送付しました。</p> <p>同督促状については、その受領を拒まれたので、同年2月25日付本市公告第142号及び同第143号をもって公示送達しました。</p> <p>引き続き、清算金の徴収に向けて事務処理を進めます。</p>
<p>(8) がけ地緊急対策等事業について適正な事務手続及び復旧工事の促進を求めるもの (建築局)</p> <p>建築局では、市内でがけ崩れが発生した際、二次災害の危険性が予想されるがけ地に対して、「横浜市応急仮設工事実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき応急仮設工事を実施し、土地所有者等が復旧工事を実施するまでの間、第三者に対する危険の防止を図っている。</p> <p>要綱によると、応急仮設工事の実施に当たっては、土地所有者等から、1年以内に復旧工事手続を開始する旨を記載した工事実施依頼書、応急仮設工事実施に伴う関係者の立入り等について異義ない旨の同意書、応急仮設工事完了後の維持管理及び復旧工事完了後の当該仮設の撤去を土地所有者等が行う旨の誓約書の提出を受けることとなっている。また、応急仮設工事完了後、土地所有者等との間で引継書を取り交わすこととなっている。しかし、これらの文書の受理が行われておらず、また引継書も取り交わされていなかった。</p> <p>ついては、土地所有者等が円滑に仮設物件の管理を引き継ぎ、復旧工事を実施することを促進するため、工事実施依頼書等、要綱に定められた文書の受理等を適正に行われたい。</p> <p>また、復旧工事は、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域内については県が全額負担して施工するが、指定がない場合は、本市の助成制度等はあるものの、基本的には土地所有者等がおおむね3分</p>	<p>応急仮設工事実施に際しては、要綱に定められた工事実施依頼書、同意書、誓約書、引継書の受理を適正に行ってまいります。</p> <p>なお、平成14年度に施工した6件のうち、公団混乱地域1件と公道敷内施工2件を除く民地内施工3件について、必要書類を受理しました。</p> <p>本市のがけ崩れ復旧工事助成金制度については、平成16年4月に要綱を改正し、従来の5m以上のがけに加え、新たに2mを超え5m未満のがけを助成対象としました。</p> <p>県が施工する急傾斜地崩壊防止工事については、所要事業費を確保するよう、同年9月に本市独自で要望行動しました。</p>

<p>の2を自己負担して施工することになるため、応急仮設工事を実施したがけ地を含めて、復旧工事が進んでいないものが見受けられた。</p> <p>については、復旧工事実施の実効性を高めるため、急傾斜地崩壊防止工事の事業費の確保等について、より積極的に関係機関へ働きかけるとともに、本市助成制度の拡充等について検討されたい。</p>	
<p>(9) 木造住宅の耐震診断及び改修促進について効果的な執行を求めるもの (建築局)</p> <p>建築局では、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、震災に強いまちづくりを目指すことを目的として、本市が全額を負担して耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断士派遣事業(以下「診断士派遣事業」という。)及び倒壊の危険がある住宅の耐震改修工事に対して補助を行う木造住宅耐震改修促進事業(以下「改修促進事業」という。)を実施している。</p> <p>診断士派遣事業については、申込みの受付から、申請内容の審査、耐震診断士派遣の決定、耐震診断報告書(以下「報告書」という。)の送付までのすべての事務処理を、横浜市建築事務所協会(以下「協会」という。)に委託し実施しており、協会からは、毎月の件数報告と、委託完了時に診断結果の集計表及び一覧表等が提出されている。しかし、申込書、報告書の控え等については、建築局では保管しておらず、平成7年度の事業開始以来、協会が保管しており、申請者ごとの報告書の内容については、建築局としては把握していない状況であった。</p> <p>については、きめ細かい適切な耐震改修の働きかけを行うため、毎月の協会からの報告に併せて申請者ごとの報告書の控え等の提出を受け、その内容について個別・具体的に把握・分析されたい。</p> <p>また、報告書を送付する際には、本市補助制度のパンフレット等を同封しているものの、報告書には、倒壊の危険がある住宅であるため耐震改修工事が必要であることの明確な記載や、本市補助制度の説明などがなく、市民にわかりやすい報告書となるよう見直されたい。</p> <p>一方、耐震改修工事に対して補助を行っている改修促進事業の実施状況についてみたところ、実施件数は増加しているものの、対象となる住宅全体に対する実施率は、依然として低い状況にあ</p>	<p>耐震診断の実施状況を具体的に把握するため、平成16年度から申請者ごとの報告書を協会から毎月提出してもらうよう事務処理の方法を改め、診断の結果を把握・分析しています。</p> <p>耐震診断報告書の様式を見直し、耐震改修工事に対する「補助制度」及び「融資制度」の説明を記載するなど、平成16年度から市民にわかりやすい報告書に改正しました。</p> <p>また、耐震診断の結果、「倒壊の危険あり」と診断された場合は、報告書にその旨を明記するよう処理方法を変更しました。</p> <p>市民に対する補助制度のPRについては、区役所の防災・広報・まちづくり担当各課等との連携強化により、市民に身近な場所で制度の情報提供を行うなど、きめ細かな対応を行っています。</p> <p>また、密集住宅市街地を対象とした「いえ・みち まち改善事業」において地域住民への直接的なPRを継続していくほか、方面別建築事務所を通じた対象住宅への制度利用の働きかけを実施するなど、耐震改修工事の実施率向上に向けた取組を進めています。</p> <p>耐震改修事業の案内パンフレットは、平成16年6月末に耐震</p>

<p>る。広報よこはま等でもPRを行っているところであるが、市民に身近な区役所や方面別建築事務所との連携を強化し、より一層積極的かつ効果的な働きかけを行われたい。</p> <p>なお、耐震診断後に、改修を予定している市民から相談があった場合は、耐震改修の方法や概算費用等を知らせているが、耐震改修の促進を図るため、特に倒壊の危険がある住宅については、耐震診断に併せて耐震改修の方法や概算費用を知らせるなど、効果的な方策について検討されたい。</p>	<p>改修の促進を図るための改訂を行い、耐震改修の方法や概算費用を掲載したほか、市民の危機意識に訴える内容に改めました。</p> <p>さらに、耐震診断の結果が「倒壊の危険あり」と判定されたにもかかわらず改修工事に未着手の方を対象として、平成16年7月にアンケート調査を実施し、耐震改修の促進に向けた対応策を検討しております。</p>
<p>(10)財産の適正な管理及び有効活用を求めるもの (建築局)</p> <p>建築局が所管する財産の管理状況について見たところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理を行われたい。</p> <p>ア 旭区にある元市営鶴ヶ峰住宅全28戸(敷地約7,400m²)については、昭和27年度建設の木造住宅であるため、老朽化による危険等を考慮し、平成14年12月までに入居者全員の移転を行った。</p> <p>現地の状況について確認したところ、木造の空き住戸10戸が残存している状況であり、また、一部敷地において、畑として使用されているところや不法投棄・違法駐車をされているところが見受けられた。</p> <p>については、残存住戸の老朽化が進んでおり危険であるので、速やかに除却の措置を講じるなど、適正な現地管理を行われたい。</p> <p>また、当該土地は鶴ヶ峰駅北口の再開発を促進していく地区内にあり、現在敷地の一部を自転車駐車場として暫定利用しているところであるが、今後事業化までに時間を要すると思われるので、より一層の有効活用を図られたい。</p> <p>イ 金沢区の市営谷津坂住宅の敷地内にある行政財産の土地については、敷地の約3分の1(約1,500m²)を20年近く閉鎖している状況であった。</p> <p>この土地は、昭和60年度の同住宅の建設に際し、公園施設の敷地として計画されたものであるが、敷地の一角に鉄塔があったため、その周辺の土地を残し、約3分の2を部分開放していたものである。</p> <p>平成14年度末に鉄塔のあった土地を取得した</p>	<p>ア 敷地内の畑として使用されていた部分の使用停止、不法投棄されていた廃棄物の処分は完了し、通路については駐車禁止の看板及び車止めを設置しました。</p> <p>残存している木造住宅について平成16年7月末までにすべて除却を完了しました。</p> <p>また、土地の有効活用については、平成16年9月から、一部を鶴ヶ峰駅前保育所(仮称)新設事業に、平成16年秋頃から、鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業での組合事務所や仮設店舗等に暫定利用の予定があり、関係局と協議を行っております。</p> <p>イ 平成16年3月に関係局との調整を行い、整地及び仮囲いの撤去等を行うための工事を実施し、同年9月から全面開放いたしました。</p>

<p>ことでもあり、関係局と調整を行い、必要な整備を行った上で、広場・はらっぱ等として早急に市民に全面開放されたい。</p>	
<p>(12)庁用車の有効活用及びタクシー利用の見直しを求めるもの (建築局) 建築局では、建築基準法に基づく建築物の確認、公営住宅の建替工事の監督業務等のために、公共交通機関の他に庁用車やタクシーを利用して出張している。 そこで、庁用車の利用状況についてみたところ、現在、庁用車は、4方面別建築事務所の各1台を含めて6台を保有しているが、運転者が限定されていることなどから、利用頻度が低い状況となっていたので、統合なども含め、有効活用するよう改善されたい。 また、タクシーの利用状況についてみたところ、勤務場所から目的地まで利用しているケースのなかに、目的地の最寄り駅まで公共交通機関を利用できるものが見受けられた。緊急性の高い場合や荷物の運搬などの特別な理由がない限り、可能な区間については公共交通機関を併用するよう、タクシー利用の見直しを図られたい。</p>	<p>庁用車については、平成16年2月4日付文書で所管課長に対し、庁用車の優先利用・有効利用に努めるよう、通知しました。 なお、有効利用については利用状況をみながら統合も含めて検討します。 タクシー利用については、平成16年2月4日付文書で職員に対し、出張に当たって公共交通機関の利用を優先していくことと、タクシーを使用する場合の最寄駅を明示した標準経路を定めておくなど、適切な使用と管理を行うよう、徹底しました。</p>
<p>(13)委託業務の適正な執行及び業務内容の見直しを求めるもの (建築局) 建築局では、災害に強いまちづくりを推進するとともに高齢化に対応した住宅のバリアフリー化を促進することを目的として、区役所等での住宅に関する相談業務や市民啓発のためのセミナーの開催などを実施する安全・安心住宅相談推進事業を、特定非営利活動法人横浜市住宅リフォーム促進協議会(以下「協議会」という。)に委託により実施している。 そこで、当事業の執行状況についてみたところ、委託契約書の仕様書に具体的な業務内容の記載がなく、委託業務の内容に変更が生じた場合に口頭で指示しており、このため実質的な完了検査が行われていなかった。 については、委託契約の発注に当たっては、委託業務の内容を十分に把握し、適切かつ具体的な内容の仕様書とすること、業務内容の変更は変更契約により行うこと、その上で仕様書に基づき検査するよう改められたい。 また、委託業務内容についてみたところ、専門家向けセミナーや親子工作教室開催等、当事業の</p>	<p>委託業務の執行に当たっては、本市の契約規則・検査規程等を遵守した適正な処理を徹底し、平成15年度の委託契約については、平成16年2月に変更契約を締結しました。 また、契約内容の履行確認については、変更契約後の仕様書に基づき、完了検査を実施しました。 適正に事業を執行するため、これまでの委託契約内容を見直し、横浜市の委託事業と協議会の自主事業を明確に区分した上で、平成16年度の委託契約を締結しました。</p>

<p>目的に合致していないものが見受けられたことから、適正な事業執行となるよう委託業務内容を見直されたい。</p>	
<p>(14)委託契約において適正な履行確認を求めるもの (保土ヶ谷区、旭区及び栄区) 各区では、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」で指定された美化推進重点地区等の清掃を委託により実施している。委託契約書によると、受託者は定められた地区において清掃を行い、一般ごみと缶・ビンに分別し、処分するとともに、履行状況が確認できる写真を添付した作業日報等の実績報告を提出することとされている。</p> <p>そこで、作業日報についてみたところ、添付された写真では、ごみ袋の色（黒色）や撮影角度等が原因で、一般ごみと缶・ビンの識別及びごみ袋の総数の把握ができないものが多数見受けられた。</p> <p>については、業務の履行状況が確認できる写真の添付を徹底するとともに、随時現場指導等を行い、適正な履行確認に改められたい。</p>	<p>(保土ヶ谷区) 平成16年1月に、受託者に対し、半透明又は透明のごみ袋の使用、ごみ袋への内容の表示及びごみの総数が把握できるように写真の撮影方法について指導し、適正な履行確認ができるよう改めました。</p> <p>また、平成16年2月以降、随時現場指導を行っています。</p> <p>(旭区) 平成16年3月に、委託先に対して、業務の履行状況が分かるように、半透明又は透明なビニール袋を使用し、写真撮影時には、数量とごみの種類がはっきりと分かるように表示するよう指導し、適正な履行確認ができるよう改めました。</p> <p>また、併せて随時、担当職員による現場確認と指導を行っております。</p> <p>(栄区) 業務の履行状況が的確に確認できるよう、平成15年11月に、受託者に、一般ごみと缶・びんとを分離するとともに透明な袋を使用し、それぞれの袋数、内容物を分かりやすいように写真撮影するよう指示しました。</p> <p>また、指導を徹底するため、平成16年1月に、委託先事務所あてに数量が分かりにくい場合等には、角度を変えて複数の写真を撮影するなどの工夫をするよう指示文書を送付するとともに、同事務所に出向いての指導や作業現場における指導・確認を行い、適正な履行確認が行えるように改めました。</p>

(15)生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金について適正な債権管理を求めるもの
(保土ケ谷区、旭区及び栄区)

生活保護法によると、被保護者(生活保護を受けている者)が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならないとされている(同法第63条に基づく返還金、以下「返還金」という。)

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、その費用の全額又は一部を徴収することができる(同法第78条に基づく徴収金、以下「徴収金」という。)

各区の福祉保健課では、この返還金及び徴収金について、債権管理を行っているが、収入未済額は多額となっていた。

そこで、保土ケ谷区、旭区及び栄区の債権管理についてみたところ、栄区では、平成14年4月から平成15年8月までの間、返還金及び徴収金の督促が行われていなかった。督促は、時効中断の効力を有することから、適正な督促手続を行われたい。

また、保土ケ谷区及び旭区では、返還金及び徴収金の督促並びに書面による催告は行われていたが、3区とも電話や面談による催告等がほとんど行われていなかった。

ついては、返還金及び徴収金の未納を減少させるため、生活保護を現在受けていない滞納者について、電話による催告等を行い、適正な債権管理を図られたい。なお、所在不明となっているものについては、併せて、その把握に努められたい。

また、生活保護を受けている滞納者については、各区のサービス課において生活指導等を実施していることから、同課と連携して、滞納者と接触できる機会を有効に活用し、適正な債権管理を行われたい。

(保土ケ谷区)

生活保護を現在受けていない者の未納については、福祉保健課と保護担当が連携して世帯状況等を把握し、電話催告による納付指導を行うようにし、この結果、全部納付が4件、一部納付が11件ありました。

死亡、所在不明の者については、住民登録の確認や現地調査等を行い、把握に努めています。

また、現在生活保護を受けている者の未納については、福祉保健課と保護担当が連携を密にし、保護費支給日等の機会を活用した納付指導を行うなど、適正な債権管理を行うようにし、この結果、全部納付が6件、一部納付が20件ありました。

(旭区)

返還金及び徴収金については、電話や面談による催告の状況一覧表を作成し、一層適正な債権管理を図ることとしました。

生活保護を現在受けていない滞納案件23件すべてに文書催告をし、そのうち電話連絡が可能な14件について、電話催告を行い、平成16年4月時点で、全額返済されたものが1件、一部返済されたものが4件ありました。

なお、所在不明となっているものについては、電話番号案内サービスを活用するなど、把握に努めています。

また、生活保護を現在受けている滞納者については、福祉保健課とサービス課の連携によって、担当者による面接納付指導を滞納案件44件すべてについて行い、全額返済されたものが5件、一部返済されたものが14件

	<p>ありました。</p> <p>(栄区)</p> <p>平成16年 1月に、平成14年 4月から平成15年 8月までの間、返還金及び徴収金の督促が行われていなかった者に対して督促状を送付した結果、3件の分割納付の申出がありました。</p> <p>平成16年 2月には、督促状を送付した者のうち、電話番号が判明している者には電話による催告を実施し、3月には、返還金及び徴収金の未納者全員に催告書を送付しました。</p> <p>指定の期限に納付や連絡がない場合は、電話番号が判明している者には電話による催告を実施しています。</p> <p>死亡、所在不明の者については、住民登録の確認や現地調査等を行い、把握に努めています。</p> <p>また、生活保護を現に受けている者に対しては、保護費の支給日に13人と面接し、このうち1件が完納となり、また分割納付の申出が12件ありました。</p> <p>さらに、実態調査等でサービス課保護担当職員が滞納者の家を訪問する際に催告を行い、定例支給日にも、職員の口頭による催告を実施しています。</p>
<p>(16)老人福祉費負担金等について徴収の促進を求めるもの (保土ヶ谷区、旭区及び栄区)</p> <p>老人福祉費負担金、身体障害者福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金は、福祉施設を利用した者及び扶養義務者が負担能力に応じて負担することとされている。</p> <p>そこで、保土ヶ谷区、旭区及び栄区について、これらの福祉費負担金の徴収関係書類をみたところ、収入未済額が多額となっていた。また、未納者に対する折衝状況を確認したところ、督促及び文書による年1回の催告は行われていたが、保土ヶ谷区の一部、旭区及び栄区において、電話等に</p>	<p>(保土ヶ谷区)</p> <p>福祉保健課とサービス課が連携し、世帯状況等を把握しながら、対象者全員に電話催告を行うなど、適正な事務処理を行うよう改めました。</p> <p>なお、未納額のうち、身体障害者福祉費負担金については、3件すべてが全額納付、老人福祉費負担金については、21件のうち、2件が全額納付、1件が一部納付されました。</p>

<p>よる催告など個別折衝は行われていなかった。 ついては、公平な利用者負担の観点から、関係局等と連携を図り、電話等による催告など未納者との個別折衝を行い、消滅時効も考慮した上で、徴収の促進を図られたい。</p>	<p>また、知的障害者福祉費負担金については、4件のうち、3件が全額納付、1件が一部納付されました。</p> <p>(旭区) 老人福祉費負担金等の徴収については、催告の状況一覧表による債権管理を行うこととし、一層の徴収促進を図りました。 老人福祉費負担金の収入未済額については、電話による督促を行い、平成16年4月時点で、1件が完納し、1件が分納の返済誓約がされました。 身体障害者福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金の収入未済額7件については、電話連絡が可能な3件について電話催告を行い、平成16年4月時点で、1件が完納しました。</p> <p>(栄区) 平成16年1月に、老人福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金の未納者全員に対し、文書催告を行いました。 その後は随時、電話による折衝を行った結果、完納者1件や分割納付申出者が2件あり、未納者の相続人が判明するなどの成果がありました。 また、電話による催告折衝ができない者に対しては、引き続き文書催告を行い、状況によっては、訪問催告を行うこととしました。</p>
<p>(17)住環境整備事業助成金について適正な支払事務を求めるもの (保土ヶ谷区及び旭区) 福祉保健センターでは、「横浜市高齢者等住環境整備事業実施要綱」等に基づき、支援又は介護を必要とする障害者や高齢者に対して、住宅改修工事に係る費用の助成等を行う、住環境整備事業を実施している。 サービス課は、区民から住宅改修工事の助成申</p>	<p>(保土ヶ谷区) 福祉保健課とサービス課の連携を強化し、未支払確認リストへの入力を実際に行った上で、同リストを活用するなど、適正な事務処理を行うよう改めました。 なお、未支払となっていた3</p>

<p>込を受け付け、区民が工事業者との間で契約を行った後、審査・助成決定及び工事完了検査までの事務を行っている。一方、福祉保健課では、この完了検査後、工事代金から区民の自己負担額を差し引いた金額を助成金として、業者からの請求により支払っている。</p> <p>そこで、助成金の支払状況をみたところ、平成11年度から平成14年度までに助成の決定を行ったものの中で、保土ヶ谷区では3件、約44万円及び旭区では3件、約68万円が、長期間未支払となっていた。なお、未支払確認リストによると、このほかに保土ヶ谷区で4件、約80万円が、支払済及び取消済であったにもかかわらず、同リストへの入力漏れとなっていた。</p> <p>ついては、未支払確認リストへの入力を確実にを行うとともに、助成の受付、決定事務等を行うサービス課と支払事務を行う福祉保健課の連携を密にし、長期間の未支払の解消に向け、適正な支払事務を行われたい。</p>	<p>件については、すべて支払を完了するとともに、入力漏れのあった4件については、直ちに入力処理を行いました。</p> <p>(旭区)</p> <p>平成14年度以前に助成の決定を行ったもののうち、長期間未支払となっていた3件、約68万円について、平成15年12月までに3件すべての請求書を受理し支払を完了しました。</p> <p>また、長期の未支払となっているものについては、未支払確認リストを活用し、サービス課と福祉保健課の連携を強化することで、適正な支払事務を実施しています。</p>
<p>(18)類似の補助事業の整理統合を行うなど見直しを求めるもの (旭区)</p> <p>旭区では、違法駐車追放を目的として、地区ごとに設置した「違法駐車追放地区協議会」(6地区)に対して補助金を交付するとともに、駅周辺の自転車等の適正利用の指導、放置自転車等の整理促進を図ることを目的として、地区ごとに設置した「自転車等放置防止推進協議会」(3地区)に対して補助金を交付している。</p> <p>そこで、これらの補助事業についてみたところ、両協議会を設置している3地区については、構成員が同じであり、協議会の活動内容も広報啓発活動や警告札付け活動など、類似しており、活動日時も一緒であった。</p> <p>ついては、実質的に同一団体に対する補助金であり、活動内容も類似し、会議費等の経費も重複していることから、事務手続の効率化及び経費の節減に向けて、類似事業の整理統合を図って補助金を一本化するなど、見直しを図られたい。</p>	<p>「違法駐車追放地区協議会」及び「自転車等放置防止推進協議会」については、活動内容等が類似していることから、補助金の交付に関して、両団体を「違法駐車追放等地区協議会」として、一本化するよう新たな要綱を制定し、経費の節減及び事務手続の効率化を図りました。</p>
<p>(19)区民参加講座について参加人員の増加に向けた工夫を求めるもの (旭区)</p> <p>旭区では、区民に身近なまちづくりを考えるきっかけとして、まちの活動体験講座事業を平成15年度から開始し、当年度は区民との協働によるまちづくりの活動事例に関する学習会、見学会、体</p>	<p>平成16年度から、まちの活動体験講座事業について、実施内容等を改めました。</p> <p>初心者向け講座「まちづくり</p>

<p>験等を行う講座「まちづくり倶楽部」（事業に直接要する経費228万円）を開催している。同講座への参加者募集の広報については、広報よこはま旭区版に掲載するほか、公的機関でのチラシ配布など多様な広報活動を行ってきたが、募集50名に対し、初回は18名、第2回及び第3回は13名という参加状況であった。</p> <p>これは、上記区版によると、入門の会に参加し、活動体験を行い、まとめの会に出席できることを応募要件とし、また、募集チラシの中には、「全日程のプログラムに参加が原則」と記載されていたことが一因であったと考えられるので、区民ニーズ等を考慮しつつ、テーマ、日程、回数を工夫するなど、区民が参加しやすい内容となるよう検討されたい。</p>	<p>倶楽部」に加え、平成15年度の講座受講者や既にまちづくり活動をしている区民を対象とした、情報交換や自主的活動を行う場「まちづくりサロン」を開催し、参加者の選択肢を増やすこととしました。</p> <p>また、「まちづくり倶楽部」の開講に当たっては、3日間に及んだ学習会「入門の会」を1日に集約するとともに、「入門の会」のみの参加も可とし、参加者の負担感を減らすこととしました。</p> <p>さらに経費面について、前年度の実績（講座開講に伴う市民活動団体に係る調査、調整、実施企画等）を生かしながら、一部を委託方式から区職員による運営とすること等により、約2分の1の経費で事業を実施することとしました。</p>
<p>(20)区が使用する車についてあり方の検討を求めるもの （旭区）</p> <p>旭区地域振興課では、旭区体育協会（以下「協会」という。）の事務（金銭出納管理事務を含む。）を行っている。</p> <p>協会は各競技団体が行事で物品の運搬を行うために、小型トラックを所有しているが、同トラックは協会事業に使用するほか、区職員が区の事業や他の実行委員会等の事業に使用していた。区と協会との間ではトラック使用に関し、平成15年12月に使用貸借契約を締結したところであるが、トラックの維持管理費については、協会のほか、区から補助を受けている他の複数の実行委員会等が協会に負担金を支出していた。また、トラックの更新のための積立金についても、同様の方法で支出していた。</p> <p>については、区が借り受けている協会のトラックに対して、他の実行委員会等が維持管理費や更新のための積立金を負担金として協会に支出することは適切ではないので、改められたい。</p> <p>なお、協会のトラックを、実質上、区用車として使用していることを踏まえ、現在区が所有している区用車との関係を整理するなど、同区の区用</p>	<p>区職員による区の事業や他の実行委員会等の事業のための使用及び他の実行委員会等による維持管理費の負担金等の支出については、新たな使用貸借契約を締結しないこととし、平成15年度をもって廃止しました。</p> <p>平成16年度以降は、体育協会及び体育協会に関連するスポーツ振興を目的とした事業のみに使用を限定しました。</p>

車のあり方について関係局とともに検討された
い。

(2) 工事関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 改修工事に伴い発生する有価物に関し、設計変更を行うとともに、取扱基準を定め適正な設計を行うよう求めるもの (建築局)</p> <p>「浦舟救護施設(仮称)・天神ホーム・浦舟特別養護老人ホーム(仮称)・浦舟地域ケアセンター(仮称)及び南区福祉保健活動拠点(仮称)整備工事(電気設備工事)」をみたところ、既存建物の改修工事の際に有価物としての電線類が多量に発生していたが、設計図書では、処理方法が明示されておらず、設計金額から売却差益を控除する取扱いがされていなかった。ただし、元請負人の指示により、これら電線類は、廃棄物再生業者によって再生処理されていた。</p> <p>については、本工事について適正な設計変更を行うとともに、資源の再生利用及びコスト縮減の観点から、大規模施設の改修工事等の際に発生する電線類等の有価物についての取扱基準を定め、適正な設計を行うよう改善されたい。</p>	<p>当該工事における電線類の売却については、平成16年3月に設計変更を行い、「電線屑リサイクル費」分として減額しました。</p> <p>また、大規模施設の改修工事等の際に発生する電線類の処分の基準については、「電気設備工事積算要領」に新たに電線、ケーブル等の処分方法を追加するよう、平成16年6月に改訂しました。</p>
<p>(2) 建築設計業務契約の業者選定について改善を求めるもの (建築局)</p> <p>建築局では、建築物等の設計や測量等の業務を委託する際には、「建築局委託業者選定委員会要綱」等に基づき、建築局委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、業者選定の基準となる「基本方針」を毎年度策定し、業者選定を行っている。</p> <p>建築設計の委託に関する「基本方針」では、価格の多寡による選定方法によってのみ業者を選定するのではなく、創造性・技術力・経験等を審査の上、選定するとの考え方から、「設計競技方式」、「プロポーザル方式」及び「特命での選定方式」の3方式により業者を選定することとしている。</p> <p>そこで、平成15年4月1日から同年8月31日の間に、新規に選定委員会において業者選定を行った建築設計の委託契約89件についてみたところ、「設計競技方式」及び「プロポーザル方式」による契約はなく、すべて「特命での選定方式」による単独随意契約となっていた。</p> <p>さらに、この「特命での選定方式」による単独随意契約についてみたところ、小学校のトイレの改修の設計業務委託など、創造性や技術力等を必</p>	<p>建築設計業務委託の契約業者選定については、平成16年4月26日開催の建築局委託業者第一選定委員会、指名競争入札方式を『平成16年度建築設計委託業者選定「基本方針」』に追加するとともに、プロポーザル方式の一層の活用を図ることが決定されました。この決定に沿い、運用を行っており、同年5月27日までの結果は、プロポーザル方式2件、特命随契15件、競争入札26件となっております。</p>

要とする度合いが低く、単独随意契約とする合理的な理由に乏しいものが、6割程度見受けられた。

については、建築設計の委託に当たっては、現在、採用している「設計競技方式」、「プロポーザル方式」及び「特命での選定方式」に加えて、「競争入札方式」による業者選定方式を採用するよう見直すとともに、創造性、技術力等を必要とする建築設計についても、競争性・透明性確保の観点から、極力「プロポーザル方式」等の活用を図るなど、契約方法を改められたい。

(3) テーマ関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(2) 廃止の方向で検討すべきもの</p> <p>ア 一般職職員 (総務局等全局区)</p> <p>(ア) 看護師等に対する手当 病院、福祉施設等において、看護師等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。</p> <p>表省略</p> <p>(イ) 栄養士・調理員等に対する手当 保育所、福祉施設、病院、学校等において、栄養士・調理員等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。</p> <p>表省略</p> <p>(ウ) 保育士等に対する手当 保育所、病院において、保育士等が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。</p> <p>表省略</p>	<p>平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。</p> <p>平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。</p> <p>平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。</p>

(I) 学校用務員に対する手当

学校において、学校用務員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

表省略

(オ) 戸籍課職員に対する手当

戸籍及び登録業務は、区役所の戸籍課職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

表省略

(カ) 保険年金課職員に対する手当

国民年金、国民健康保険等に関する業務は、区役所の保険年金課職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

表省略

(キ) 兼務運転を行った者に対する手当

自動車の運転業務については、特殊な技能を必要とするものでなく、現在、特別の考慮をすべき特殊な勤務とは考えられない。

表省略

(ク) 特殊車両等の運転等を行った者に対する手当

特殊車両等の運転や巡視業務等に従事する職員が本来行うことが予定されている業務であり、操作性や安全性の向上等の状況も踏まえると、現在、危険・有害等の要素が乏しく、特別の考慮をすべき特殊な勤務とは考えられない。

表省略

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

(ケ) 施設等の維持管理に関する業務等を行った場合の手当

施設等の維持管理に関する業務等については、所属する職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

表省略

(コ) 指導等を行った場合の手当

母子生活支援施設及び職業訓練課に勤務する職員が本来行うことが予定されている業務であり、現在、危険・有害等の勤務の特殊性が乏しく、特別の考慮を必要としないと考えられる。

表省略

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

平成16年2月2日に総務局において特殊勤務手当の全体的な見直しを行い、当該手当については同年4月1日付で廃止しました。

イ 企業職員 (水道局)

(ア) 企業手当

管理職以外の全職員に対して、企業手当が支給されているが、現在、全職員に一律に共通する勤務の特殊性があるとは考えられないことから、廃止を検討されたい。

表省略

平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、月額3.5%に減額しました。また、「水道経営改革プラン」で、平成18年度に企業手当を廃止することとしておりますが、このスケジュールを前倒しし、平成17年度廃止に向け、調整してまいります。

(イ) 交替勤務手当

浄水場等において、交替勤務に従事する者に対して、交替勤務手当が支給されているが、一般職職員が交替勤務に服する場合の支給状況(昼間については不支給。深夜にわたる作業に従事した場合は、下水道局1,700円、環境事業局1,900円支給。)を考慮し、昼勤における交替勤務手当については廃止の方向で、また、夜勤における支給額については減額の方で検討されたい。

表省略

平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、昼勤については廃止し、夜勤については1,700円に減額しました。

(3) 見直しの方向で検討すべきもの

イ 企業職員 (水道局)

(ア) 作業手当

現場作業に常時従事する者等に対して、日額で作業手当を支給することとなっているが、実際は、作業内容にかかわらず職員の所属及び職種により支給されていたので、特殊性のある現場業務に実際に従事した場合に支給するよう規程を改めるなど、見直しの方向で検討されたい。

表省略

(イ) 徴収手当

未納水道料金等の徴収に従事する職員に対し業務能率の維持向上等を図る目的で、日額の手当と徴収件数等に応じた手当が支給されている。

日額の手当については、一律に支給されているが、徴収に従事する職員が、本来行うことが予定されている業務であることから、廃止の方向で検討するとともに、徴収件数等に応じた手当については、平均徴収件数を超えた件数、実際に現金を徴収した件数等に対する支給とするなど、より一層、能率の向上等が図れるような効果的な支給となるよう、見直しの方向で検討されたい。

表省略

(ウ) 入坑手当

築造中のずい道に1日4時間以上入坑して作業に従事する場合、日額の手当を支給することとなっているが、「築造中のずい道」には当たらない共同溝に、配水管設置の立会いや検査のために入溝した場合に支給していたので、改められたい。また、対象となる作業について、今後の状況を見極めた上で、廃止を含めて検討されたい。

平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、作業手当については廃止しました。

平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、日額580円(月額換算約11,020円)の手当については廃止し、職務の特殊性に基づく月額支給(10,000円)としました。

また、徴収件数に応じた手当については、1件当たり70円を50円に減額するとともに、より一層、能率の向上等が図れるような効果的な支給となるよう、職員が現地で徴収した場合について支給するよう改めました。

これらにより総支給額の減少を図りました。

平成16年7月に「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」を改正し、入坑手当については廃止しました。

(4) 支給手続等について改善を求めるもの

イ 勤務実績報告の確認手続について改善を求めるもの
(総務局)

各局区では、特殊勤務手当の支給に当たり、担当者が件数等を集計し、その数値を人事給与システムに入力することにより、総務局労務課に対して勤務実績報告を行っているが、上司による確認・決裁がされていないものやその記録が残されていないものが見受けられた。今回の監査では、各局区において、支給誤りや規定の適用誤りなどが多く見受けられたので、「電子市役所推進計画」に基づいて進められている総務事務のIT化も踏まえて、勤務実績報告の確認手続の改善について検討されたい。

特殊勤務手当の支給方法等に関する要綱第7条において、「所属長は、業務実績及び手当の支給実績を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。」と規定し、所属長が必要な措置を講じることとなっていますが、ご指摘を踏まえ、特殊勤務手当の支給に係る手続等の適正化を目的として各所属あて通知しました。

なお、総務事務の集中化を踏まえた確認手続の改善については、どのような対応が望ましいか検討中です。